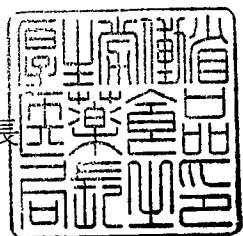


薬食発第 1228001 号  
平成 18 年 12 月 28 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



日本薬局方外医薬品規格第三部の一部改正について

日本薬局方外医薬品規格第三部については、平成 13 年 12 月 25 日付け医薬発第 1411 号厚生労働省医薬局長通知により定めたところであるが、今般、その一部を改正し、追加収載を行う溶出試験を別添の通り取りまとめたので、貴管下関係業者に対し周知方御配慮願いたい。



ダナゾールカプセル  
Danazol Capsules

溶出性<6.10> 本品1個をとり、試験液にポリソルベート80 1gに水を加えて50mLとした液 900mLを用い、パドル法(ただし、シンカーを用いる)により、毎分100回転で試験を行う。溶出試験を開始し、規定時間後、溶出液 20mL以上をとり、孔径0.45μm以下のメンブランフィルターでろ過する。初めのろ液 10mLを除き、次のろ液  $V'mL$ を正確に量り、表示量に従い1mL中にダナゾール( $C_{22}H_{27}NO_2$ )約11μgを含む液となるようにポリソルベート80 1gに水を加えて50mLとした液を加えて正確に  $V'mL$ とし、試料溶液とする。別にダナゾール標準品を酸化リン(V)を乾燥剤として60°Cで4時間減圧乾燥し、その約22mgを精密に量り、エタノール(99.5)に溶かし、正確に100mLとする。この液 5mLを正確に量り、ポリソルベート80 1gに水を加えて50mLとした液を加えて正確に100mLとし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液10μLずつを正確にとり、次の条件で液体クロマトグラフィー<2.01>により試験を行い、それぞれの液のダナゾールのピーク面積  $A_T$  及び  $A_S$ を測定する。

本品が溶出規格を満たすときは適合とする。

ダナゾール( $C_{22}H_{27}NO_2$ )の表示量に対する溶出率(%)

$$= W_S \times (A_T/A_S) \times (V'/V) \times (1/C) \times 45$$

$W_S$  : ダナゾール標準品の秤取量(mg)

$C$  : 1カプセル中のダナゾール( $C_{22}H_{27}NO_2$ )の表示量(mg)

#### 試験条件

検出器：紫外吸光光度計(測定波長：287nm)

カラム：内径4.6mm、長さ15cmのステンレス管に5μmの液体クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲルを充てんする。

カラム温度：40°C付近の一定温度

移動相：アセトニトリル/0.05 mol/L リン酸二水素アンモニウム試液/テトラヒドロフラン(12:9:1)

流量：ダナゾールの保持時間が約8分になるように調整する。

#### システム適合性

システムの性能：標準溶液10μLにつき、上記の条件で操作するとき、ダナゾールのピークの理論段数及びシンメトリー係数は、それぞれ2000段以上、3.0以下である。

システムの再現性：標準溶液10μLにつき、上記の条件で試験を6回繰り返

すとき、ダナゾールのピーク面積の相対標準偏差は2.0%以下である。

溶出規格

表示量	規定時間	溶出率
100mg	90分	80%以上

ダナゾール標準品 「ダナゾール」。ただし、乾燥したものを定量するとき、ダナゾール( $C_{22}H_{27}NO_2$ ) 99.0 % 以上を含むもの。

## テプレノン細粒 Teprenone Fine Granules

溶出性 〈6.10〉 本品の表示量に従いテプレノン( $C_{23}H_{38}O$ )約 50mg に対応する量を精密に量り、試験液にラウリル硫酸ナトリウムの pH6.8 のリン酸水素二ナトリウム・クエン酸緩衝液溶液(1→50)900mL を用い、パドル法により、毎分 50 回転で試験を行う。溶出試験を開始し、規定時間後、溶出液 20mL 以上をとり、孔径約 20μm のポリエステル繊維を積層したフィルターでろ過する。初めのろ液 10mL を除き、次のろ液を試料溶液とする。別にテプレノン標準品約 28mg を精密に量り、エタノール(99.5)に溶かし、正確に 50mL とする。この液 5mL を正確に量り、ラウリル硫酸ナトリウムの pH6.8 のリン酸水素二ナトリウム・クエン酸緩衝液溶液(1→50)を加えて正確に 50mL とし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液 10μL ずつを正確にとり、次の条件で液体クロマトグラフィー 〈2.01〉 により試験を行い、それぞれの液のテプレノンのモノシス体のピーク面積  $A_{Ta}$  及び  $A_{Sa}$  並びにテプレノンのオールトランス体のピーク面積  $A_{Tb}$  及び  $A_{Sb}$  を測定する。

本品が溶出規格を満たすときは適合とする。

テプレノン( $C_{23}H_{38}O$ )の表示量に対する溶出率(%)

$$= (W_S/W_T) \times \{(A_{Ta} + A_{Tb})/(A_{Sa} + A_{Sb})\} \times (1/C) \times 180$$

$W_S$  : テプレノン標準品の量(mg)

$W_T$  : テプレノン細粒の秤取量(g)

$C$  : 1 g 中のテプレノン( $C_{23}H_{38}O$ )の表示量(mg)

### 試験条件

検出器：紫外吸光光度計(測定波長：210nm)

カラム：内径 4.6mm、長さ 15cm のステンレス管に 5μm の液体クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲルを充てんする。

カラム温度：40°C付近の一定温度

移動相：アセトニトリル/水混液(87 : 13)

流量：テプレノンのオールトランス体の保持時間が約 8 分になるように調整する。

### システム適合性

システムの性能：標準溶液 10μL につき、上記の条件で操作するとき、テプレノンのモノシス体、テプレノンのオールトランス体の順に溶出し、その分離度は 1.0 以上である。

システムの再現性：標準溶液 10μL につき、上記の条件で試験を 6 回繰り返

すとき、テプレノンのモノシス体のピーク面積とテプレノンのオールトランス体のピーク面積の和の相対標準偏差は1.5%以下である。

#### 溶出規格

表示量	規定時間	溶出率
100mg/g	15分	70%以上

テプレノン標準品  $C_{23}H_{38}O$  : 330.55 ( $9E,13E$ )-6,10,14,18-テトラメチル-5,9,13,17-ノナデカテトラエン-2-オンの幾何異性体混合物で、下記の規格に適合するもの。

性状 本品は無色～微黄色澄明の油状の液である。

確認試験 本品につき、赤外吸収スペクトル測定法〈2.25〉の液膜法により試験を行うとき、波数  $1718\text{cm}^{-1}$ ,  $1442\text{cm}^{-1}$ ,  $1358\text{cm}^{-1}$  及び  $1158\text{cm}^{-1}$  付近に吸収を認める。

#### 類縁物質

(1) 本品 20mg をヘキサン 4mL に溶かし、試料溶液とする。この液 1mL を正確に量り、ヘキサンを加えて正確に 20mL とする。この液 1mL を正確に量り、ヘキサンを加えて正確に 10mL とし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液 4 $\mu\text{L}$  につき、次の条件でガスクロマトグラフィー〈2.02〉により試験を行う。それぞれの液の各々のピーク面積を自動積分法により測定するとき、試料溶液のテプレノンのモノシス体及びテプレノンのオールトランス体以外のピークの合計面積は、標準溶液のテプレノンのモノシス体のピーク面積とテプレノンのオールトランス体のピーク面積の和より大きくない。

#### 試験条件

検出器：水素炎イオン化検出器

カラム：内径 4mm, 長さ 2m のガラス管にガスクロマトグラフィー用ポリエチレングリコール 2-ニトロテレフタレートを  $149\sim177\mu\text{m}$  のガスクロマトグラフィー用ケイソウ土に 5% の割合で被覆したものを充てんする。

カラム温度：210°C 付近の一定温度

キャリヤーガス：窒素又はヘリウム

流量：テプレノンのオールトランス体の保持時間が約 19 分になるように調整する。

面積測定範囲：溶媒ピークの後からテプレノンのオールトランス体の保持時間の約 2 倍の範囲

#### システム適合性

検出の確認：標準溶液 2mL を正確に量り、ヘキサンを加えて正確に 10mL とする。この液 4 $\mu\text{L}$  から得たテプレノンのモノシス体のピーク面積とテプレノンのオールトランス体のピーク面積の和が、標準溶液のテプレノ

ンのモノシス体のピーク面積とテプレノンのオールトランス体のピーク面積の和の15~25%になることを確認する。

システムの性能：試料溶液1mLにヘキサン1mLを加えた液1μLにつき；上記の条件で操作するとき、テプレノンのモノシス体、テプレノンのオールトランス体の順に流出し、その分離度は1.1以上である。

システムの再現性：標準溶液4μLにつき、上記の条件で試験を6回繰り返すとき、テプレノンのモノシス体のピーク面積とテプレノンのオールトランス体のピーク面積の和の相対標準偏差は3.0%以下である。

(2) 本品10mgを酢酸エチル2mLに溶かし、試料溶液とする。この液1mLを正確に量り、酢酸エチルを加えて正確に20mLとする。この液1mLを正確に量り、酢酸エチルを加えて正確に10mLとし、標準溶液とする。これらの液につき、薄層クロマトグラフィー(2.03)により試験を行う。試料溶液及び標準溶液10μLずつを薄層クロマトグラフィー用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次にヘキサン/イソプロピルエーテル混液(7:3)を展開溶媒として約10cm展開した後、薄層板を風乾する。これにリンモリブデン酸n水和物の酢酸(100)溶液(1→20)を噴霧した後、90°Cで20分間加熱するとき、試料溶液から得た主スポット以外のスポットは2個以下で、標準溶液から得たスポットより濃くない。

含量 99.0%以上：定量法 本品約0.7gを精密に量り、ヒドロキシルアミン試液25mLを正確に加えて溶かし、還流冷却器をつけて30分間煮沸した後、直ちに氷冷する。冷後、過量のヒドロキシルアミンを0.5mol/L塩酸で滴定(2.50)する(指示薬：プロモフェノールブルー試液10滴)。ただし、滴定の終点は液の紫色が黄緑色に変わるべきとする。同様の方法で空試験を行う。

$$0.5\text{mol/L 塩酸 } 1\text{mL} = 165.3\text{mg C}_{23}\text{H}_{38}\text{O}$$

ポリエチレングリコール2-ニトロテレフタレート、ガスクロマトグラフィー用 ガスクロマトグラフィー用に製造したもの。

リン酸水素二ナトリウム・クエン酸緩衝液、pH 6.8 0.05mol/L リン酸水素二ナトリウム試液1000mLに、クエン酸一水和物5.25gを水に溶かして1000mLとした液を加え、pH 6.8に調整する。

## メフェナム酸カプセル Mefenamic Acid Capsules

溶出性 〈6.10〉 本品 1 個をとり、試験液にラウリル硫酸ナトリウムの pH6.8 のリン酸水素二ナトリウム・クエン酸緩衝液溶液(1→50)900mL を用い、パドル法(ただし、シンカーを用いる)により、毎分 100 回転で試験を行う。溶出試験を開始し、規定時間後、溶出液 20mL 以上をとり、孔径 0.5μm 以下のメンブランフィルターでろ過する。初めのろ液 10mL を除き、次のろ液  $V$ mL を正確に量り、表示量に従い 1mL 中にメフェナム酸( $C_{15}H_{15}NO_2$ )約 14μg を含む液となるように pH8.0 のリン酸水素二ナトリウム・クエン酸緩衝液を加えて正確に  $V'$ mL とし、試料溶液とする。別にメフェナム酸標準品を酸化リン(V)を乾燥剤として 4 時間減圧乾燥し、その約 28mg を精密に量り、希水酸化ナトリウム試液に溶かし、正確に 100mL とする。この液を正確に量り、pH8.0 のリン酸水素二ナトリウム・クエン酸緩衝液を加えて正確に 100mL とし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液につき、pH8.0 のリン酸水素二ナトリウム・クエン酸緩衝液を対照とし、紫外可視吸光度測定法 〈2.24〉 により試験を行い、波長 285nm における吸光度  $A_T$  及び  $A_S$  を測定する。

本品が溶出規格を満たすときは適合とする。

メフェナム酸( $C_{15}H_{15}NO_2$ )の表示量に対する溶出率(%)

$$= W_S \times (A_T/A_S) \times (V'/V) \times (1/C) \times 45$$

$W_S$  : メフェナム酸標準品の秤取量(mg)

$C$  : 1 カプセル中のメフェナム酸( $C_{15}H_{15}NO_2$ )の表示量(mg)

### 溶出規格

表示量	規定時間	溶出率
125mg	45 分	80%以上
250mg	45 分	75%以上

メフェナム酸標準品 メフェナム酸(日局)。

リン酸水素二ナトリウム・クエン酸緩衝液、pH6.8 0.05mol/L リン酸水素二ナトリウム試液 1000mL に、クエン酸一水和物 5.25g を水に溶かして 1000 mL とした液を加え、pH6.8 に調整する。

リン酸水素二ナトリウム・クエン酸緩衝液、pH8.0 0.05mol/L リン酸水素二ナトリウム試液 1000mL に、クエン酸一水和物 5.25g を水に溶かして 1000mL とした液を加え、pH8.0 に調整する。

## イトラコナゾールカプセル Itraconazole Capsules

溶出性 〈6.10〉 本品1個をとり、試験液に溶出試験第1液900mLを用い、パドル法により、毎分50回転で試験を行う。溶出試験を開始し、規定時間後、溶出液20mL以上をとり、孔径0.45μm以下のメンブランフィルターでろ過する。初めのろ液10mLを除き、次のろ液VmLを正確に量り、表示量に従い1mL中にイトラコナゾール(C<sub>35</sub>H<sub>38</sub>Cl<sub>2</sub>N<sub>8</sub>O<sub>4</sub>)約28μgを含む液となるように溶出試験第1液を加えて正確にV'mLとし、試料溶液とする。別にイトラコナゾール標準品を105°Cで4時間乾燥し、その約28mgを精密に量り、メタノールに溶かし、正確に100mLとする。この液5mLを正確に量り、溶出試験第1液を加えて正確に50mLとし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液につき、溶出試験第1液を対照とし、紫外可視吸光度測定法〈2.24〉により試験を行い、波長255nmにおける吸光度A<sub>T</sub>及びA<sub>S</sub>を測定する。

本品が溶出規格を満たすときは適合とする。

イトラコナゾール(C<sub>35</sub>H<sub>38</sub>Cl<sub>2</sub>N<sub>8</sub>O<sub>4</sub>)の表示量に対する溶出率(%)

$$= W_S \times (A_T/A_S) \times (V'/V) \times (1/C) \times 90$$

W<sub>S</sub>：イトラコナゾール標準品の秤取量(mg)

C：1カプセル中のイトラコナゾール(C<sub>35</sub>H<sub>38</sub>Cl<sub>2</sub>N<sub>8</sub>O<sub>4</sub>)の表示量(mg)

### 溶出規格

表示量	規定時間	溶出率
50mg	90分	70%以上

イトラコナゾール標準品 C<sub>35</sub>H<sub>38</sub>Cl<sub>2</sub>N<sub>8</sub>O<sub>4</sub> : 705.63 (±)-1-セク-ブチル-4-{p-[4-(p-{[(2R\*,4S\*)-2-(2,4-ジクロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル-1,3-ジオキソラン-4-イル]メトキシ}フェニル)-1-ピペラジニル]フェニル}-メチル}-△2-1,2,4-トリアゾリン-5-オンで、下記の規格に適合するもの。必要な場合には次に示す方法により精製する。

精製法 イトラコナゾール 750g にメタノール/N,N-ジメチルホルムアミド混液(25:8)3300mLを加えて加温して溶かし、温時ろ過し、ろ液をかき混ぜながら室温になるまで冷却する。沈殿をガラスろ過器(G3)で集め、80°Cで減圧して一夜乾燥する。この精製工程を更に1回繰り返す。得られた沈殿物を1500mLのジエチルエーテルに懸濁し、1時間よくかき混ぜる。懸濁物をガラスろ過器(G3)で集め、80°Cで一夜乾燥する。

性状 本品は白色の結晶又は結晶性の粉末である。

確認試験 本品 10mg に 2-プロパノール 100mL を加え、超音波を用いて分散しながら溶解する。この液 10mL に 2-プロパノールを加えて 100mL とした液につき、紫外可視吸光度測定法（2.24）により吸収スペクトルを測定するとき、波長 261～265nm に吸収の極大を示す。

類縁物質 本品 0.10g をメタノール/テトラヒドロフラン混液(1:1)10mL に溶かし、試料溶液とする。この液 1mL を正確に量り、メタノール/テトラヒドロフラン混液(1:1)を加えて正確に 100mL とする。この液 5mL を正確に量り、メタノール/テトラヒドロフラン混液(1:1)を加えて正確に 10mL とし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液 10μL ずつを正確にとり、次の条件で液体クロマトグラフィー（2.01）により試験を行う。それぞれの液の各々のピーク面積を自動積分法により測定するとき、試料溶液のイトラコナゾール以外のピークの面積は、標準溶液のピーク面積の 1/2 より大きくなかった。また試料溶液のイトラコナゾール以外のピークの合計面積は、標準溶液のイトラコナゾールのピーク面積の 2 倍より大きくなかった。

#### 試験条件

検出器：紫外吸光光度計（測定波長：225nm）

カラム：内径 4.6mm、長さ 10cm のステンレス管に 3μm の液体クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲルを充てんする。

カラム温度：30°C 付近の一定温度

移動相 A：硫酸水素テトラブチルアンモニウム溶液 (17→625)

移動相 B：アセトニトリル

移動相の送液：移動相 A 及び B の混合比を次のように変えて濃度勾配制御する。

注入後の時間(分)	移動相 A(vol%)	移動相 B(vol%)
0～20	80→50	20→50
20～25	50	50

流量：毎分 1.5mL

面積測定範囲：イトラコナゾールの保持時間の約 2 倍の範囲

#### システム適合性

検出の確認：標準溶液 1mL を正確に量り、メタノール/テトラヒドロフラン混液(1:1)を加えて正確に 10mL とする。この液 10μL から得たイトラコナゾールのピーク面積が、標準溶液のイトラコナゾールのピーク面積の 7～13% なることを確認する。

システムの性能：本品 1mg 及び硝酸ミコナゾール 1mg をメタノール/テトラヒドロフラン混液(1:1) 20ml に溶かす。この液 10μL につき、上記の条件で操作するとき、ミコナゾール、イトラコナゾールの順に溶出し、その分離度は 2.0 以上である。

システムの再現性：標準溶液 10 $\mu$ L につき、上記の条件で試験を 6 回繰り返すとき、イトラコナゾールのピーク面積の相対標準偏差は 2.0% 以下である。  
乾燥減量 <2.41> 0.5% 以下 (1 g, 105°C, 4 時間)。  
含量 99.0% 以上。定量法 本品を乾燥し、その約 0.3g を精密に量り、2-ブタノン/酢酸(100)混液(7:1)70mL に溶かし、0.1mol/L 過塩素酸で滴定 <2.50> する(電位差滴定法)。同様の方法で空試験を行い、補正する。  
0.1 mol/L 過塩素酸 1mL = 35.28mg C<sub>35</sub>H<sub>38</sub>Cl<sub>2</sub>N<sub>8</sub>O<sub>4</sub>

硝酸ミコナゾール ミコナゾール硝酸塩 (日局)。

ジセチアミン塩酸塩錠  
Dicethiamine Hydrochloride Tablets  
セトチアミン塩酸塩錠

溶出性 〈6.10〉 本品1個をとり、試験液に水900mLを用い、パドル法により、毎分50回転で試験を行う。溶出試験を開始し、規定時間後、溶出液20mL以上をとり、孔径0.45μm以下のメンブランフィルターでろ過する。初めのろ液10mLを除き、次のろ液V' mLを正確に量り、表示量に従い1mL中にジセチアミン塩酸塩水和物( $C_{18}H_{26}N_4O_6S \cdot HCl \cdot H_2O$ )約40μgを含む液となるように水を加えて正確にV' mLとする。この液6mLを正確に量り、0.1mol/L塩酸試液を加えて正確に10mLとし、試料溶液とする。別にジセチアミン塩酸塩標準品(別途0.2g)につき、容量滴定法、直接滴定により水分〈2.48〉を測定しておく)約24mgを精密に量り、水に溶かし、正確に50mLとする。この液5mLを正確に量り、0.1mol/L塩酸試液40mLを加えた後、水を加えて正確に100mLとし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液につき、水を対照とし、紫外可視吸光度測定法〈2.24〉により試験を行い、波長240nmにおける吸光度 $A_T$ 及び $A_S$ を測定する。

本品が溶出規格を満たすときは適合とする。

ジセチアミン塩酸塩水和物( $C_{18}H_{26}N_4O_6S \cdot HCl \cdot H_2O$ )の表示量に対する溶出率(%)

$$= W_S \times (A_T/A_S) \times (V'/V) \times (1/C) \times 150 \times 1.039$$

$W_S$  : 脱水物に換算したジセチアミン塩酸塩標準品の秤取量(mg)

$C$  : 1錠中のジセチアミン塩酸塩水和物( $C_{18}H_{26}N_4O_6S \cdot HCl \cdot H_2O$ )の表示量(mg)

溶出規格		
表示量	規定時間	溶出率
35.65mg	30分	80%以上

ジセチアミン塩酸塩標準品 「ジセチアミン塩酸塩水和物」。ただし、定量するとき、換算した脱水物に対し、ジセチアミン塩酸塩( $C_{18}H_{26}N_4O_6S \cdot HCl$ )99.0%以上を含むもの。

プラバスタチンナトリウム細粒  
Pravastatin Sodium Fine Granules

溶出性 〈6.10〉 本品の表示量に従いプラバスタチンナトリウム( $C_{23}H_{35}NaO_7$ )約5mgに対応する量を精密に量り、試験液に水900mLを用い、パドル法により、毎分50回転で試験を行う。溶出試験を開始し、規定時間後、溶出液20mL以上をとり、孔径0.45μm以下のメンブランフィルターでろ過する。初めのろ液10mLを除き、次のろ液を試料溶液とする。別にプラバスタチン1,1,3,3-テトラメチルブチルアノニウム標準品(別途0.5gにつき、容量滴定法、直接滴定により水分〈2.48〉を測定しておく)約23mgを精密に量り、水に溶かし、正確に100mLとする。この液3mLを正確に量り、水を加えて正確に100mLとし、標準溶液とする。試料溶液における吸光度 $A_{T1}$ 及び $A_{S1}$ 並びに265nmにおける吸光度 $A_{T2}$ 及び $A_{S2}$ を測定する。本品が溶出規格を満たすときは適合とする。

プラバスタチンナトリウム( $C_{23}H_{35}NaO_7$ )の表示量に対する溶出率(%)

$$= (W_S/W_T) \times \{(A_{T1} - A_{T2}) / (A_{S1} - A_{S2})\} \times (1/C) \times 27 \times 0.806$$

$W_S$ ：脱水物に換算したプラバスタチン1,1,3,3-テトラメチルブチルアノニウム標準品の秤取量(mg)

$W_T$ ：本品の秤取量(g)

$C$ ：1g中のプラバスタチンナトリウム( $C_{23}H_{35}NaO_7$ )の表示量(mg)

溶出規格

表示量	規定時間	溶出率
5mg/g	15分	85%以上
10mg/g	15分	85%以上

プラバスタチンナトリウム錠  
Pravastatin Sodium Tablets

溶出性 〈6.10〉 本品1個をとり、試験液に水900mLを用い、パドル法により、毎分50回転で試験を行う。溶出試験を開始し、規定時間後、溶出液20mL以上をとり、孔径0.45μm以下のメンブランフィルターでろ過する。初めのろ液10mLを取り、次のろ液VmLを正確に量り、表示量に従い1mL中にプラバスタチンナトリウム( $C_{23}H_{35}NaO_7$ )約5.6μgを含む液となるように水を加えて正確に $V'$ mLとし、試料溶液とする。別にプラバスタチン1,1,3,3-テトラメチルブチルアンモニウム標準品(別途0.5gにつき、容量滴定法、直接滴定により水分〈2.48〉を測定しておく)約23mgを精密に量り、水に溶かし、正確に100mLとする。この液3mLを正確に量り、水を加えて正確に100mLとし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液につき、紫外可視吸光度測定法〈2.24〉により試験を行い、波長238nmにおける吸光度 $A_{T1}$ 及び $A_{S1}$ 並びに265nmにおける吸光度 $A_{T2}$ 及び $A_{S2}$ を測定する。

本品が溶出規格を満たすときは適合とする。

プラバスタチンナトリウム( $C_{23}H_{35}NaO_7$ )の表示量に対する溶出率(%)

$$= W_s \times \{(A_{T1} - A_{T2}) / (A_{S1} - A_{S2})\} \times (V' / V) \times (1/C) \times 27 \times 0.806$$

$W_s$  : 脱水物に換算したプラバスタチン1,1,3,3-テトラメチルブチルアンモニウム標準品の秤取量(mg)

$C$  : 1錠中のプラバスタチンナトリウム( $C_{23}H_{35}NaO_7$ )の表示量(mg)

溶出規格

表示量	規定時間	溶出率
5mg	15分	85%以上
10mg	30分	85%以上

## イノシンプラノベクス錠 Inosine Pranobex Tablets

溶出性 <6.10> 本品1個をとり、試験液に水900mLを用い、パドル法により、毎分50回転で試験を行う。溶出試験を開始し、規定時間後、溶出液20mL以上をとり、孔径0.45μm以下のメンブランフィルターでろ過する。初めのろ液10mLを取り、次のろ液VmLを正確に量り、表示量に従い1mL中にイノシンプラノベクス[C<sub>10</sub>H<sub>12</sub>N<sub>4</sub>O<sub>5</sub>・3(C<sub>9</sub>H<sub>9</sub>NO<sub>3</sub>・C<sub>5</sub>H<sub>13</sub>NO)]約8.9μgを含む液となるように水を加えて正確にV'mLとし、試料溶液とする。別にイノシンプラノベクス標準品(別途0.5gにつき、容量滴定法、直接滴定により水分<2.48>を測定しておく)約22mgを精密に量り、水に溶かし、正確に100mLとする。この液4mLを正確に量り、水を加えて正確に100mLとし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液につき、紫外可視吸光度測定法<2.24>により試験を行い、波長258nmにおける吸光度A<sub>T</sub>及びA<sub>S</sub>を測定する。

本品が溶出規格を満たすときは適合とする。

$$\text{イノシンプラノベクス}[C_{10}H_{12}N_4O_5 \cdot 3(C_9H_9NO_3 \cdot C_5H_{13}NO)]\text{の表示量に対する溶出率}(\%) = W_s \times (A_T/A_S) \times (V'/V) \times (1/C) \times 36$$

W<sub>s</sub>: 脱水物に換算したイノシンプラノベクス標準品の量(mg)

C : 1錠中のイノシンプラノベクス[C<sub>10</sub>H<sub>12</sub>N<sub>4</sub>O<sub>5</sub>・3(C<sub>9</sub>H<sub>9</sub>NO<sub>3</sub>・C<sub>5</sub>H<sub>13</sub>NO)]の表示量(mg)

### 溶出規格

表示量	規定時間	溶出率
400mg	90分	75%以上

イノシンプラノベクス標準品 C<sub>10</sub>H<sub>12</sub>N<sub>4</sub>O<sub>5</sub>・3(C<sub>9</sub>H<sub>9</sub>NO<sub>3</sub>・C<sub>5</sub>H<sub>13</sub>NO) : 1115.23 1:3  
complex of inosine and 2-hydroxypropyl-dimethylammonium 4-acetamidobenzoate で、  
下記の規格に適合するもの。

性状 本品は白色～微黄白色の結晶性の粉末である。

### 確認試験

- (1) 本品の水溶液(1→80000)につき、紫外可視吸光度測定法<2.24>により吸収スペクトルを測定するとき、波長256～260nmに吸収の極大を示す。
- (2) 本品につき、赤外吸収スペクトル測定法<2.25>の臭化カリウム錠剤法により測定するとき、3140cm<sup>-1</sup>, 1690cm<sup>-1</sup>, 1600cm<sup>-1</sup>, 1520cm<sup>-1</sup>, 1260cm<sup>-1</sup>及び1160cm<sup>-1</sup>に吸収を認める。

旋光度  $\langle 2.49 \rangle$   $[\alpha]_D^{20} : -11 \sim -15^\circ$  (脱水物に換算したもの 1g, 水, 20mL, 100mm).

類縁物質 本品 25mg を移動相に溶かし, 正確に 50mL とし, 試料溶液とする。別に 4-アミノ安息香酸 20mg を移動相に溶かし, 正確に 100mL とする。この液 3mL を正確に量り, 移動相を加えて正確に 50mL とする。更にこの液 2.5mL を正確に量り, 移動相を加えて正確に 20mL とし, 標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液 5μL ずつを正確にとり, 次の条件で液体クロマトグラフィー  $\langle 2.01 \rangle$  により試験を行う。それぞれの液の各々のピーク高さを測定するとき, 試料溶液のイノシン及び 4-アセトアミノ安息香酸以外のピーク高さは, 標準溶液の 4-アミノ安息香酸のピーク高さより大きくない。

#### 試験条件

検出器, カラム、カラム温度、移動相及び流量は定量法(1)の試験条件を準用する。

面積測定範囲: 溶媒のピークの後から 4-アセトアミノ安息香酸の保持時間の約 3 倍の範囲

#### システム適合性

検出の確認: 標準溶液 4mL を正確に量り, 移動相を加えて正確に 20mL とする。この液 5μL から得た 4-アミノ安息香酸のピーク高さが、標準溶液の 4-アミノ安息香酸のピーク高さの 10~30% になることを確認する。

システムの性能: イノシン標準品 20mg 及びフタル酸 90mg を移動相 100mL に溶かす。この液 5μL につき, 上記の条件で操作するとき, イノシン, フタル酸の順に溶出し, その分離度は 10 以上である。

システムの再現性: 標準溶液 5μL につき, 上記の条件で試験を 6 回繰り返すとき, 4-アミノ安息香酸のピーク高さの相対標準偏差は 2% 以下である。

水分  $\langle 2.48 \rangle$  0.5% 以下 (0.5g, 容量滴定法, 直接滴定)。

強熱残分  $\langle 2.44 \rangle$  0.1% 以下 (1g)。

含量 換算した脱水物に対して, イノシン ( $C_{10}H_{12}N_4O_5$ ) 23.5~25.5%, 4-アセトアミノ安息香酸 ( $C_9H_9NO_3$ ) 47.5~49.5% 及びジメチルアミノ-2-プロパノール ( $C_5H_{13}NO$ ) 26.5~28.5% を含む。また, それらの合計は 99.0% 以上を含む。

#### 定量法

(1) イノシン及び 4-アセトアミノ安息香酸 本品約 50mg を精密に量り, 移動相に溶かし, 50mL とする。この液 5mL を正確に量り, 内標準溶液 20mL を正確に加え, 移動相を加えて 50mL とし, 試料溶液とする。別にイノシン標準品を 105°C で 3 時間乾燥し, その約 25mg を精密に量り, 移動相に溶かし, 正確に 100mL とし, 標準原液(1)とする。別に 4-アセトアミノ安息香酸標準品約 25mg を精密に量り, 移動相に溶かし, 正確に 100mL とし, 標準原液(2)とする。標準原液(1) 5mL 及び標準原液(2) 10mL を正確に量り, 内標準溶液 20mL を正確に

加え、移動相を加えて 50mL とし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液 5μL につき、次の条件で液体クロマトグラフィー(2.01)により試験を行い、内標準物質のピーク高さに対するイノシン及び4-アセトアミノ安息香酸のピーク高さの比  $Q_{T1}$ ,  $Q_{T2}$ ,  $Q_{S1}$  及び  $Q_{S2}$  を求める。

$$\text{イノシン}(\text{C}_{10}\text{H}_{12}\text{N}_4\text{O}_5)\text{の量(mg)} = W_{S1} \times (Q_{T1}/Q_{S1}) \times (1/2)$$

$$4\text{-アセトアミノ安息香酸}(\text{C}_9\text{H}_9\text{NO}_3)\text{の量(mg)} = W_{S2} \times (Q_{T2}/Q_{S2})$$

$W_{S1}$  : イノシン標準品の量(mg)

$W_{S2}$  : 4-アセトアミノ安息香酸標準品の量(mg)

内標準溶液 フタル酸の移動相溶液(1→2000)

#### 試験条件

検出器：紫外吸光光度計(測定波長：254nm)

カラム：内径 4.6mm, 長さ 15cm のステンレス管に 5μm の液体クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲルを充てんする。

カラム温度：35°C付近の一定温度

移動相：リン酸二水素ナトリウム二水和物 15.6g に水を加えて 1000mL とする。この液 930mL にアセトニトリル 70mL を加える。

流量：4-アセトアミノ安息香酸の保持時間が約 12 分になるように調整する。

#### システム適合性

システムの性能：イノシン標準品 20mg 及びフタル酸 90mg を移動相 100mL に溶かす。この液 5μL につき、上記の条件で操作するとき、イノシン、フタル酸の順に溶出し、その分離度は 10 以上である。

システムの再現性：標準溶液 5μL につき、上記の条件で試験を 6 回繰り返すとき、内標準物質のピーク高さに対するイノシン及び4-アセトアミノ安息香酸のピーク高さの比の相対標準偏差はそれぞれ 2% 以下である。

(2) ジメチルアミノ-2-プロパノール 本品約 0.1g を精密に量り、水 1mL に溶かし、内標準溶液 9mL を正確に加え、試料溶液とする。別にジメチルアミノ-2-プロパノール標準品(別途 1g につき、容量滴定法、直接滴定により水分(2.48)を測定しておく)約 0.3g を精密に量り、水を加えて正確に 10mL とする。この液 1mL を正確に量り、内標準溶液 9mL を正確に加え、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液 2μL につき、次の条件でガスクロマトグラフィー(2.02)により試験を行い、内標準物質のピーク高さに対するジメチルアミノ-2-プロパノールのピーク面積の比  $Q_T$  及び  $Q_S$  を求める。

$$\text{ジメチルアミノ-2-プロパノール}(\text{C}_5\text{H}_{11}\text{NO})\text{の量(mg)} = W_S \times (Q_T/Q_S) \times (1/10)$$

$W_S$  : 脱水物に換算したジメチルアミノ-2-プロパノール標準品の量(mg)

内標準溶液 *n*-アミルアルコール約 0.6g にアセトンを加えて 200mL とする。

## 試験条件

検出器：水素炎イオン化検出器

カラム：内径 3mm, 長さ 2m のガラス管に 149~177 $\mu\text{m}$  のガスクロマトグラフィー用ケイソウ土にポリエチレングリコール 4000 を 10% 及び水酸化カリウムを 3% の割合で被覆したものを充てんする。

カラム温度：110°C 付近の一定温度

キャリヤーガス：窒素

流量：ジメチルアミノ-2-プロパノールの保持時間が約 4 分になるように調整する。

## システム適合性

システムの性能：標準溶液 2 $\mu\text{L}$  につき、上記の条件で操作するとき、ジメチルアミノ-2-プロパノール、n-アミルアルコールの順に流出し、その分離度は 5 以上である。

システムの再現性：標準溶液 5 $\mu\text{L}$  につき、上記の条件で試験を 6 回繰り返すとき、内標準物質のピーク面積に対するジメチルアミノ-2-プロパノールのピーク面積の比の相対標準偏差は 2% 以下である。

## 4-アセトアミノ安息香酸標準品 C<sub>9</sub>H<sub>9</sub>NO<sub>3</sub> : 179.17 4-acetamidobenzoic acid

性状 本品は白色の結晶性の粉末である。

確認試験 本品につき、赤外吸収スペクトル測定法（2.25）の臭化カリウム錠剤法により測定するとき、3300cm<sup>-1</sup>、1690cm<sup>-1</sup>、1520cm<sup>-1</sup>、1425cm<sup>-1</sup>、1260cm<sup>-1</sup> 及び 1180cm<sup>-1</sup> 付近に吸収を認める。

融点（2.60） 256~260°C

類縁物質 本品 25mg を移動相 100mL に溶かし、試料溶液とする。この液 2mL を正確に量り、移動相を加えて正確に 100mL とする。更にこの液 5mL を正確に量り、移動相を加えて正確に 50mL とし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液 5 $\mu\text{L}$  ずつを正確にとり、次の条件で液体クロマトグラフィー（2.01）により試験を行う。それぞれの液の各々のピーク高さを測定するとき、試料溶液の 4-アセトアミノ安息香酸以外のピーク高さは、標準溶液の 4-アセトアミノ安息香酸のピーク高さより高くない。

## 試験条件

検出器：紫外吸光光度計（測定波長：254nm）

カラム：内径 4.6mm, 長さ 15cm のステンレス管に 5 $\mu\text{m}$  の液体クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲルを充てんする。

カラム温度：35°C 付近の一定温度

移動相：リン酸二水素ナトリウム二水和物 15.6g に水を加えて 1000mL とする。この液 930mL にアセトニトリル 70mL を加える。

流量：4-アセトアミノ安息香酸の保持時間が約12分になるように調整する。  
面積測定範囲：溶媒のピークの後から4-アセトアミノ安息香酸の保持時間  
の約3倍の範囲

#### システム適合性

システムの性能：イノシン標準品20mg及びフタル酸90mgを移動相に溶かし100mLとする。この液5μLにつき、上記の条件で操作するとき、イノシン、フタル酸の順に溶出し、その分離度は10以上である。

システムの再現性：標準溶液5μLにつき、上記の条件で試験を6回繰り返すとき、4-アセトアミノ安息香酸のピーク高さの相対標準偏差は2%以下である。

乾燥減量〈2.41〉 0.5%以下(0.5g, 60°C, 減圧, 3時間, シリカゲル)。

含量 99.0%以上。定量法 本品約0.3gを精密に量り、エタノール(99.5)50mLに溶かし、0.1mol/L水酸化ナトリウム液で滴定〈2.50〉する(指示薬：フェノールフタレイン試液3滴)。同様の方法で空試験を行い、補正する。

0.1mol/L水酸化ナトリウム液1mL=17.92mg C<sub>9</sub>H<sub>9</sub>NO<sub>3</sub>

ジメチルアミノ-2-プロパノール標準品 C<sub>5</sub>H<sub>13</sub>NO : 103.16 1-dimethylamino-2-propanol

性状 本品は無色透明の液で、特異なにおいがある。

確認試験 本品につき、赤外吸収スペクトル測定法〈2.25〉の液膜法により測定するとき、2780cm<sup>-1</sup>, 1460cm<sup>-1</sup>, 1260cm<sup>-1</sup>, 1040cm<sup>-1</sup>付近に吸収を認める。

比重 〈2.56〉 d<sub>20</sub><sup>20</sup> : 0.849~0.853

沸点 〈2.57〉 120~124°C

類縁物質 本品0.5μLにつき、次の条件でガスクロマトグラフィー〈2.02〉により試験を行い、各々のピーク面積を自動積分法により測定し、面積百分率法によりそれらの量を求めるとき、ジメチルアミノ-2-プロパノールのピーク以外のピークの合計面積は1%以下である。

#### 試験条件

検出器：水素炎イオン化検出器

カラム：内径3mm、長さ2mのガラス管に149~177μmのガスクロマトグラフィー用ケイソウ土にポリエチレングリコール4000を10%及び水酸化カリウムを3%の割合で被覆したものを充てんする。

カラム温度：110°C付近の一定温度

キャリヤーガス：窒素

流量：ジメチルアミノ-2-プロパノールの保持時間が約4分になるように調整する。

面積測定範囲：空気のピークの後からジメチルアミノ-2-プロパノールの保持時間の約5倍の範囲

#### システム適合性

検出の確認：本品1mLにアセトンを加えて100mLとし、システム適合性試験用溶液とする。システム適合性試験用溶液2mLを正確に量り、アセトンを加えて正確に10mLとする。この液0.5μLから得たジメチルアミノ-2-プロパノールのピーク面積が、システム適合性試験用溶液のジメチルアミノ-2-プロパノールのピーク面積の10～30%になることを確認する。

システムの性能：本品0.3g及びn-アミルアルコール0.3gをアセトン25mLに溶かす。この液0.5μLにつき、上記の条件で操作するとき、ジメチルアミノ-2-プロパノール、n-アミルアルコールの順に流出し、その分離度は5以上である。

システムの再現性：システム適合性試験用溶液0.5μLにつき、上記の条件で試験を6回繰り返すとき、ジメチルアミノ-2-プロパノールのピーク面積の相対標準偏差は5.0%以下である。

水分 <2.48> 2.0%以下(1g、容量滴定法、直接滴定)。

含量 99.0%以上(脱水物換算)。定量法 本品約2.0gを精密に量り、水50mLを加え、1mol/L塩酸で滴定<2.50>する(指示薬：プロモクレゾールグリン・メチルレッド試液3滴)。同様の方法で空試験を行い、補正する。

$$1\text{mol/L 塩酸 } 1\text{mL} = 103.2\text{mg } \text{C}_5\text{H}_{13}\text{NO}$$

## ヒドロキシカルバミドカプセル Hydroxycarbamide Capsules

溶出性 〈6.10〉 本品1個をとり、試験液に水900mLを用い、パドル法(ただし、シンカーを用いる)により、毎分50回転で試験を行う。溶出試験を開始し、規定時間後、溶出液20mL以上をとり、孔径0.45μm以下のメンブランフィルターでろ過する。初めのろ液10mLを除き、次のろ液VmLを正確に量り、表示量に従い1mL中にヒドロキシカルバミド( $\text{CH}_4\text{N}_2\text{O}_2$ )約0.56mgを含む液となるように水を加えて正確に $V'$ mLとし、試料溶液とする。別にヒドロキシカルバミド標準品を60°Cで3時間減圧乾燥し、その約28mgを精密に量り、水に溶かし、正確に50mLとし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液5μLずつを正確にとり、次の条件で液体クロマトグラフィー〈2.01〉により試験を行い、それぞれの液のヒドロキシカルバミドのピーク面積 $A_T$ 及び $A_S$ を測定する。

本品が溶出規格を満たすときは適合とする。

ヒドロキシカルバミド( $\text{CH}_4\text{N}_2\text{O}_2$ )の表示量に対する溶出率(%)

$$= W_S \times (A_T/A_S) \times (V'/V) \times (1/C) \times 1800$$

$W_S$ ：ヒドロキシカルバミド標準品の秤取量(mg)

$C$ ：1カプセル中のヒドロキシカルバミド( $\text{CH}_4\text{N}_2\text{O}_2$ )の表示量(mg)

### 試験条件

検出器：紫外吸光光度計(測定波長：214nm)

カラム：内径4.6mm、長さ15cmのステンレス管に5μmの液体クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲルを充てんする。

カラム温度：25°C付近の一定温度

移動相：水

流量：ヒドロキシカルバミドの保持時間が約2.5分になるように調整する。

### システム適合性

システムの性能：標準溶液5μLにつき、上記の条件で操作するとき、ヒドロキシカルバミドのピークの理論段数及びシンメトリー係数は、それぞれ2000段以上、2.0以下である。

システムの再現性：標準溶液5μLにつき、上記の条件で試験を6回繰り返すとき、ヒドロキシカルバミドのピーク面積の相対標準偏差は2.0%以下である。

溶出規格

表示量	規定時間	溶出率
500mg	15分	85%以上

ヒドロキシカルバミド標準品  $\text{CH}_4\text{N}_2\text{O}_2$  : 76.05 ヒドロキシカルバミドで、下記の規格に適合するもの。

性状 本品は白色～微黃白色の結晶性の粉末である。

確認試験 本品につき、赤外吸収スペクトル測定法(2.25)の臭化カリウム錠剤法により測定するとき、波数  $3430\text{cm}^{-1}$ ,  $3330\text{cm}^{-1}$ ,  $1642\text{cm}^{-1}$ ,  $1591\text{cm}^{-1}$  及び  $1409\text{cm}^{-1}$  付近に吸収を認める。

類縁物質 本品 50.0mg を水に溶かし、正確に 5mL とし、試料溶液とする。別に尿素 10.0mg を水に溶かし、正確に 100mL とし、標準溶液とする。これらの液につき、ろ紙クロマトグラフィーにより試験を行う。等容量の 2-ブタノール及び水を振り混ぜ、静置した液の下層を飽和溶媒、上層を展開溶媒とする。高さ約 500mm の展開用容器(図)の下部に飽和溶媒を入れ、20～25°Cで 24 時間放置し、容器内を蒸気で飽和させる。リン酸水素二ナトリウム十二水和物 50.1g 及びクエン酸一水和物 6.3g を水に溶かし 1000mL とした液に浸した後風乾したろ紙に、試料溶液 100μL 及び標準溶液 20μL をスポットし、風乾する。ろ紙の上端を展開溶媒皿に固定し、展開用容器に入れ 1.5 時間放置する。展開溶媒皿に展開溶媒を入れ、24 時間展開した後、ろ紙を風乾し、更に 24 時間展開し、再びろ紙を風乾する。これに 4-ジメチルアミノベンズアルデヒドのエタノール(95)/塩酸混液(49:1)溶液(1→100)を均等に噴霧した後、90°Cで 1～2 分間加熱するとき、試料溶液から得た主スポット以外のスポットは 2 個以下であり、標準溶液から得たスポットより濃くない。

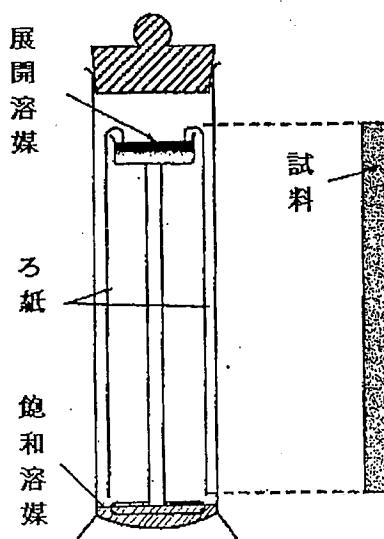


図 展開用容器

乾燥減量 <2.41> 1.0%以下(1g, 減圧, 60°C, 3時間).

含量 99.0%以上. 定量法 本品を乾燥し, その約 75mg を精密に量り, 水に溶かして正確に 25mL とする. この液 5mL を正確にケルダールフラスコにとり, 窒素定量法 <1.08> により試験を行う.

$$0.005\text{mol/L 硫酸 } 1\text{mL} = 0.7605\text{mgCH}_4\text{N}_2\text{O}_2$$

ジサイクロミン塩酸塩散  
Dicyclomine Hydrochloride Powder

溶出性 〈6.10〉 本品の表示量に従いジサイクロミン塩酸塩( $C_{19}H_{35}NO_2 \cdot HCl$ )約 10mg に対応する量を精密に量り、試験液に pH4.0 の 0.05mol/L 酢酸・酢酸ナトリウム緩衝液 900mL を用い、パドル法により、毎分 50 回転で試験を行う。溶出試験を開始し、規定時間後、溶出液 20mL 以上をとり、孔径 0.45μm 以下のメンブランフィルターでろ過する。初めのろ液 10mL を除き、次のろ液を試料溶液とする。別にジサイクロミン塩酸塩標準品を 105°C で 4 時間乾燥し、その約 22mg を精密に量り、メタノールに溶かし、正確に 100mL とする。この液 5mL を正確に量り、pH4.0 の 0.05mol/L 酢酸・酢酸ナトリウム緩衝液を加えて正確に 100mL とし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液 100μL ずつを正確にとり、次の条件で液体クロマトグラフィー 〈2.01〉 により試験を行い、それぞれの液のジサイクロミンのピーク面積  $A_T$  及び  $A_S$  を測定する。

本品が溶出規格を満たすときは適合とする。

ジサイクロミン塩酸塩( $C_{19}H_{35}NO_2 \cdot HCl$ )の表示量に対する溶出率(%)

$$= (W_S/W_T) \times (A_T/A_S) \times (1/C) \times 45$$

$W_S$  : ジサイクロミン塩酸塩標準品の秤取量(mg)

$W_T$  : 本品の秤取量(g)

$C$  : 1g 中のジサイクロミン塩酸塩( $C_{19}H_{35}NO_2 \cdot HCl$ )の表示量(mg)

#### 試験条件

検出器：紫外吸光光度計(測定波長：215nm)

カラム：内径 4.6mm、長さ 15cm のステンレス管に 5μm の液体クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲルを充てんする。

カラム温度：40°C 付近の一定温度

移動相：メタノール/0.05mol/L 酢酸アンモニウム試液混液(17:3)

流量：ジサイクロミンの保持時間が約 10 分になるように調整する。

#### システム適合性

システムの性能：標準溶液 100μL につき、上記の条件で操作するとき、ジサイクロミンのピークの理論段数及びシンメトリー係数は、それぞれ 3000 段以上、2.0 以下である。

システムの再現性：標準溶液 100μL につき、上記の条件で試験を 6 回繰り返すとき、ジサイクロミンのピーク面積の相対標準偏差は 2.0% 以下である。

溶出規格

表示量	規定時間	溶出率
100mg/g	15分	80%以上

ジサイクロミン塩酸塩標準品 「ジサイクロミン塩酸塩」.

## ペントキシベリンクエン酸塩カプセル Pentoxyverine Citrate Capsules

溶出性 〈6.10〉 本品 1 個をとり、試験液に水 900mL を用い、パドル法(ただし、シンカーを用いる)により、毎分 50 回転で試験を行う。溶出試験を開始し、規定時間後、溶出液 20mL 以上をとり、孔径 0.45μm 以下のメンブランフィルターでろ過する。初めのろ液 10mL を除き、次のろ液  $V'mL$  を正確に量り、表示量に従い 1mL 中にペントキシベリンクエン酸塩( $C_{20}H_{31}NO_3 \cdot C_6H_8O_7$ )約 33μg を含む液となるよう水を加えて正確に  $V'mL$  とし、試料溶液とする。別にペントキシベリンクエン酸塩標準品を酸化リン(V)を乾燥剤として 60°C で 4 時間減圧乾燥し、その約 33mg を精密に量り、水に溶かし、正確に 100mL とする。この液 5mL を正確に量り、水を加えて正確に 50mL とし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液 30μL ずつを正確にとり、次の条件で液体クロマトグラフィー 〈2.01〉 により試験を行い、それぞれの液のペントキシベリンのピーク面積  $A_T$  及び  $A_S$  を測定する。

本品が溶出規格を満たすときは適合とする。

ペントキシベリンクエン酸塩( $C_{20}H_{31}NO_3 \cdot C_6H_8O_7$ )の表示量に対する溶出率(%)

$$= W_S \times (A_T/A_S) \times (V'/V) \times (1/C) \times 90$$

$W_S$  : ペントキシベリンクエン酸塩標準品の秤取量(mg)

$C$  : 1 カプセル中のペントキシベリンクエン酸塩( $C_{20}H_{31}NO_3 \cdot C_6H_8O_7$ )の表示量  
(mg)

### 試験条件

検出器：紫外吸光度計(測定波長 : 230nm)

カラム：内径 4.6mm、長さ 15cm のステンレス管に 5μm の液体クロマトグラフイー用オクタデシルシリル化シリカゲルを充てんする。

カラム温度：40°C 付近の一定温度

移動相：水/アセトニトリル/トリエチルアミン混液(600 : 400 : 1)に、リン酸を加えて pH3.0 に調整する。

流量：ペントキシベリンの保持時間が約 7 分になるように調整する。

### システム適合性

システムの性能：標準溶液 30μL につき、上記の条件で操作するとき、ペントキシベリンのピークの理論段数及びシンメトリー係数は、それぞれ 3000 段以上、2.0 以下である。

システムの再現性：標準溶液 30μL につき、上記の条件で試験を 6 回繰り返すとき、ペントキシベリンのピーク面積の相対標準偏差は 2.0% 以下である。

溶出規格

表示量	規定時間	溶出率
30mg	45分	80%以上